

会派等名 【 政友会 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例		10月27日	書類保存用コピーは公開用PDFデータを保存することで対応する			
14	施行規則		10月27日	領収証等原本の会派への返却			
15	施行規則		10月27日	受理審査後にPDF化作業			
16	運用基準	調査研究費	10月27日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書の記載金額と比較し、実績は算定金額を下回ると認められる	説明確認	0 円 ※1	
18	運用基準	調査研究費	10月27日	宿泊費のうち実費@11,200円は旅費条例で定める額を超えている	積算訂正	△ 7,000 円	
20	運用基準	調査研究費	10月27日	燃料費領収証に走行キロ数の記載がなされていない	資料追加	0 円	会派で走行キロ数を確認、補記
22	運用基準	調査研究費	10月27日	駐車場利用料算入の理由が明確でない	実績追加	0 円	会派説明資料追加により確認
26	運用基準	調査研究費	10月27日	レンタカー保険料が算入されている(運用基準P71-(1)-(ii))	対象除外	△ 4,212 円	
34	運用基準	研修費	10月27日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書の記載金額と比較し、実績は算定金額を下回ると認められる	説明確認	0 円 ※2	
36	運用基準	研修費	10月27日	宿泊費の領収証では飲食代が含まれていないかどうかの確認が不可能	資料追加	0 円	会派説明資料追加により確認

(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年7月10日から12日)
 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。
 上記を踏まえて実績行程を見ると、7月10日の行程は鉄道、バスを乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるもの、京丹後市から宿泊を伴わずに少なくとも視察可能時刻の午後3時に網走市の視察先に到達するしか方法がなく、この視察目的による行程を実現させるためには、経路は1つしかなかったと解することができる。また、その経費についても実績額一人あたり17,000円は早期に予約することで通常の航空運賃円よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。

(※2) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年5月18日から19日)
 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。
 上記を踏まえて実績行程を見ると会場の東京までの行程は鉄道、バス、航空機等複数の経路が考えられるもの、実績である夜行高速バスの利用は通常の鉄道や航空機利用による経路よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。

訂正合計	7 箇所	△ 11,212 円
【調査研究費】	5 箇所	△ 11,212 円
【研修費】	2 箇所	0 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	0 箇所	0 円